

船舶事故調査報告書

令和4年1月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	漁具損傷
発生日時	令和3年2月18日 09時00分ごろ
発生場所	山口県長門市仙崎港北東方沖 通 港北沖防波堤灯台から真方位189° 1.0海里付近 (概位 北緯34° 24.3′ 東経131° 14.9′)
事故の概要	押船第五十六住若丸は、バージ東行と押船列を構成して錨泊中、錨が刺し網に絡み、刺し網が損傷した。
事故調査の経過	令和3年4月21日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第五十六住若丸、414トン 135967、住若海運株式会社（A社） B バージ 東行、長さ107.88m なし、住若海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長A、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 なし 漁具 刺し網に破損
気象・海象	気象：天気 雪、風向 北西、風力 5、視界 不良 海象：波向 南東、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	A船は、船長Aほか7人が乗り組み、船首部をB船の船尾側凹部に嵌合して押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、仙崎港で積荷を終え、荒天だったので、仙崎港沖（仙崎湾内）で避泊することとした。 船長Aは、吹雪で視界が悪い状況下、錨泊する際、設置された刺し網の目印となる旗を認めなかったため周囲に刺し網はないと思い、右舷錨及び錨鎖を6節入れて錨泊を開始した。 船長Aは、天候が回復してきたので出航しようと錨を揚げたところ、錨に刺し網が絡まっているのを発見して直ちにA社に連絡し、A社の担当者が漁業協同組合に連絡をした。 船長Aは、刺し網を切断して錨を揚げた。 船長Aは、ふだん刺し網が入っていることを知っており、本事故時、吹雪で設置された刺し網の目印となる旗が視認できなかったと本事故後に思った。
分析	本船は、吹雪で視界が悪い状況下、船長が、刺し網の目印となる旗を認めず、周囲に刺し網はないと思い錨泊したことから、本船の錨が刺し網に絡み、刺し網が損傷したものと考えられる。

原因	本事故は、本船が、吹雪で視界が悪い状況下、船長が、刺し網の目印となる旗を認めず、周囲に刺し網はないと思い錨泊したため、本船の錨が刺し網に絡んだことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、悪天候で見通しが悪い状況下で錨泊する際、細心の注意を払って周囲の網等の確認を行うこと。・ 船長は、慣れた場所でも悪天候で漁具等が視認できない場合があるのでGPSプロッター等に漁具等の位置を入力し、船位の確認に活用すること。